

江戸川大学国立公園研究所から

執筆担当・中島慶一

今回は、国立公園研究所の活動そのものではないが、古い資料を読む面白さの一端を紹介したいと思う。朝日新聞の記事データベース「開蔵Ⅱ」で検索できる古い記事である。

100年前の「国立公園論」

この「国立公園論」は、一九二一年九月七日（一）から一三日（六）（九月一二日は休載）にかけて、東京朝日新聞に連載された田村剛の連載記事の題名である。従って、実は一〇〇年前ではなく、九七年前である（現在は二〇一八年八月）。一九二一年は、大正一〇年である。明治四四年に日光・富士山などの公園設置に関する請願・建議が出されてから一〇年後、昭和六年の国立公園法の制定まであと一〇年の時点である。国立公

園の設置を求める運動が各地方に沸き起こって、どこを国立公園に指定するのか、という点が過熱し、内務省が候補地調査を始めているころであった。当時は保護林制度や天然記念物制度が制定されたばかりで、つづいて国立公園制度をつくろうと政府が動いていた時期で、内務省の中でも天然記念物行政を担当する地理課と公園行政を行うなど、国立公園の形がまさにこれから決まっていく過渡期であった。

田村個人名で書かれたこの記事は、実際には内務省保健課の意向としての意味を帯び、のちに日本の国立公園制度を創設した当事者の一人である田村剛の思想が分かりやすい形で一般国民に向けて説かれていたものと考えてよいだろう。

開発を強調した田村剛

この記事の中で展開されている田村剛の主張は、ごく簡単に言えば「自然地域を保護するだけでは国立公園とは言えず、それを国民が利用しやすいよう開発しなければ意味がない」、というものである。国立公園というものは、開発をして、公園として活用するものであるということが相当強調されている。

昭和六年に発行された伊藤武彦著「国立公園法解説」にある国立公園の定義は、「自然ノ大風景ヲ保護開発シ、国民ノ保健休養教化ニ供用スル為國ノ設定スル公園」である。当時の語感は今と異なるだろうから、田村が当時使った「開発」という言葉は、今で言う「利用施設の適度な整備」に近いのかもしれないが、「国立公園に必要な設備には、温泉其他浴場設備、水泳場、舟遊場、釣魚場、散策道、自動車道、ゴルフ、テニスコート、其他大小劇場殊に野外劇場等がある。（略）病院と警察も完備しなければならぬ（三）」など、「公園が生活の場所（六）」

であるために必要な設備と快適性、そのための「開発適地」を強く求めているように思える。

富士山と上高地の比較

開発の強調と関連して記事の中に面白い部分がある。富士山と上高地を比較する場面が複数出てくるのであるが、意外なほど、富士山をけなして上高地をもち上げているのである。田村が考える国立公園の理想像が伺えて面白い。

「（略）ホテル、別荘地、各種運動場其他を建設するために相當な平坦地または緩傾斜地を必要とする。之等の点について上高地のごときは最も理想的であるが、単峰としての富士や白馬は大きな欠点を持つわけである。（略）（三）」

「（略）山は山脈の肢節が発達して谷や峰や湖沼や高原等が錯雑しているほど面白い。単峰としての富士よりも日光よりも更にアルプスがよい。この点について日本北アルプス程理想的なものはない。（略）（五）」

「（略）要するに公園が生活の場所であるということを見逃し、設備の可能性を見逃した結果でなけ

ればならぬ。かように考えてくれれば単峰としての富士はいよいよその国立公園としての位置を失脚するわけである、如何にしても付近の湖水、温泉地を合わせなければならぬ運命を持っている。然るに上高地の優れておるのはこの点である。上高地の風景は天造の公園地の如くに親しみが有り、そのままに別荘地の如くに懐かしみがある。ホテルや天幕場や散歩道や運動場や釣魚場やあらゆる施設は求めるままである。斯くのごとき盆地が日本アルプスの真中に存在したということはほとんど奇跡のようである。(略)(六)

確かに上高地の地勢や景観は山岳国立公園中第一級のものであるうし、ほめるのはよく分かる。むしろ印象的なのは、富士山に対する低評価だ。わが国の国土の象徴ともいえる富士山に対し、酷評といってもいいほど、低い評価しか与えていない。その理由は「単峰で地形が単純であるがゆえ、各種施設を開発する適切な平坦地がない」ということだ。

田村自身がこの記事に先立って発表している私的な国立公園候補地の中では富士箱根も選定してい

ることを考えると、矛盾とも考えられるが、あえてこう書くことで、国立公園においては各種施設の開発(施設整備)ということがなにより重要だ、それが天然記念物との違いだ、ということ強く印象付けようとしたのかもしれない。さらには、富士山だけではなく富士五湖や箱根を入れなければ理想の国立公園にならないのだと強調したかったのかもしれない。

指定と開発適地の有無

現在の「国立国定公園の候補地の選定要領」を見てみよう。項目のみを掲げれば「景観、規模、自然性、利用、地域社会との共存、全国的な配置」である。「利用」も選定要件の一部であり、詳しくは「候補地への到達の利便性若しくはその収容力又は利用の多様性若しくは特殊性からみて、多人数による利用が可能であること」とある。つまり今も利便性や収容力が基準のひとつとして検討されるのだが、それにしても、である。

国立公園の指定の際の、現在の基本的な作業の順序は、まず自然景観の価値判断や自然性・学術的



大正10年9月7日東京朝日新聞紙面

国立公園と田村の奮闘

このような田村の主張は、少し大きさにいえば、「国立公園指定の際に肝心なのは、景観の価値よりも、広大な開発適地の有無だ」といつているようなものであり、今の常識で考えれば、言い過ぎだろう。ただ、大正一〇年の状況は今とはまったく異なっている。記事が書かれた時期は、まだ日本に国立公園は存在せず、そのための制度概念も固まっていない時期であった。

記事連載が始まった日に満三十一歳になったばかりの、また、この時点ではまだアメリカの国立公園を実際には見ていない若い田村が、アメリカの制度資料を手本として、既存制度とは違う国立公園の概念をうみだすための大胆な主張だったのかもしれない。

価値を検討し、次にそれらを保全するために必要なエリアを確保し、さいごに利用拠点候補地を必要範囲で検討する、というものであるはずだ。利用拠点の開発適地の有無は国立公園を指定するかどうかの判断を左右することはない、いわば副次的要件と考えるのが妥当だろう。

中島 慶二 ● なかじま けいじ

一九八四年環境庁入庁、日光、尾瀬、阿蘇、大雪山などの現地管理業務、長崎県庁、那覇事務所長、復興庁、野生生物課長など。退官後二〇一七年より江戸川大学国立公園研究所長。